

## 外国送金取引規定（みずほダイレクトアプリ）

### 1. 適用範囲

みずほダイレクトアプリを利用した外国送金依頼（以下「外国送金依頼フォーム」といいます。）による次の各号に規定する外国送金取引（以下「本外国送金取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

### 2. 定義

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

#### ① 外国向送金取引

送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいいます。

- a. 送金依頼人の指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)
- b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(通知払・要求払)

#### ② 支払指図

送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。

#### ③ 支払銀行

受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。

#### ④ 関係銀行

支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいいます。

- a. 支払指図の仲介
- b. 銀行間における送金資金の決済

### 3. 利用対象者

本外国送金取引の利用対象者は、みずほダイレクトアプリ利用規定第 1 条第 2 項に規定する条件その他の当行所定の条件を全て充足する方とします。

### 4. 本人確認書類の提示等

本外国送金取引を依頼しようとするときは、事前に次の手続きが必要となります。

- (1) 個人番号カード等所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示してください。
- (2) 前項にもとづく本人確認書類の提示後、当行所定の方法で受取人名、受取人口座番号、受取人の住所および受取人の電話番号

ならびに送金目的を登録してください。

## 5. 本外国送金取引の依頼

(1) 本外国送金取引の依頼は、次により取り扱います。

- ① 本外国送金取引の依頼は、原則 24 時間受け付けます。ただし、システム調整時間等一部の時間において取り扱うことができない場合があります。
- ② 本外国送金取引の依頼にあたっては、外国送金依頼フォームを使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に入力し、送信してください。
- ③ 当行は前号により外国送金依頼フォームに入力された事項を依頼内容とします。

(2) 本外国送金取引の依頼を受け付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、外国送金依頼フォームに、送金目的その他の所定の事項を入力してください。

(3) 本外国送金取引の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を第 8 条に規定する方法により支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

## 6. 本外国送金取引にかかる送金委託契約（以下「送金委託契約」といいます。）の成立と解除等

(1) 送金委託契約は、当行が本外国送金取引の依頼を承諾し、送金資金等を受領したときに成立するものとします。

(2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を当行所定の方法で交付します。

(3) 第 1 項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にても該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。

- ① 取引等の非常停止に該当するなど本外国送金取引が外国為替関連法規もしくは各国の経済制裁関連の法規に違反するときまたはそのおそれがあるとき
- ② 外国為替関連法規もしくは各国の経済制裁関連の法規に照らし、本外国送金取引を実行することが不相当であると当行が認める場合
- ③ 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
- ④ 本外国送金取引が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- ⑤ 当行普通預金規定が規定する取引の（一部）制限事由、預金取引停止事由もしくは解約事由があるときまたはそのおそれがあるとき

(4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受け取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に送金依頼人ご自身の署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(5) 受取書等に使用された署名または印影を、当行に登録された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 7. 支払指図の発信等

(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは前条第 3 項により解除した場合を除き、本外国送金取引の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。

(2) 前項の規定にかかわらず、当行は、本外国送金取引が外国為替関連法規または各国の経済制裁関連の法規に適合していることを当行が確認することができるまでの間、送金手続きを留保することができます。

(3) 当行は本外国送金取引の実行のために、日本および海外の関係各国の法令・勸告・慣習、関係銀行所定の手続き、または外国送金時に用いられるシステム等における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係

銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めがある場合、これに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。

- ① 外国送金依頼フォームに記載された情報
  - ② 送金依頼人の口座番号・住所、その他送金依頼人を特定する情報
- (4) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (5) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
- ① 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき
  - ② 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (6) 前2項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 8. 送金資金および手数料・諸費用

- (1) 本外国送金取引の受付にあたっては、送金資金および当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用を、送金依頼人が指定する円普通預金口座から、みずほ普通預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とす方法により、お支払いいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用を当行所定の方法でお支払いいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- ① 照会手数料
  - ② 内容変更手数料
  - ③ 組戻手数料
  - ④ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

## 9. 為替相場

- (1) 本外国送金取引の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第6条第4項、第11条第3項、第13条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれら資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

## 10. 受取人に対する支払通貨

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として本外国送金取引を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

## 11. 取引内容の照会等

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。

なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めるともあります。

(2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、本外国送金取引の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。

この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第 13 条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

## 12. 依頼内容の変更

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取り扱います。ただし、送金金額の内容を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取り扱います。

① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、送金依頼人ご自身の署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

(2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第 6 条第 5 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

## 13. 組戻し

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取り扱います。

① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、送金依頼人ご自身の署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。

③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に送金依頼人ご自身の署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第 6 条第 5 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

## 14. 通知・照会の連絡先

(1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼フォームに記載された住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 15. 災害時による免責

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦ 成年後見制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害
- ⑧ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

#### 16. 譲渡・質入れの禁止

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 17. 預金規定の適用

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振り替えて本外国送金取引の依頼をする場合における預金の払戻しについては、第8条に規定するものを除き、関係する預金規定により取り扱います。

#### 18. 法令、規則等の遵守・管轄

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。